

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

当地域ケアプラザの担当する地区は笠間連合町内会エリア（笠間1丁目～5丁目と笠間町）と豊田連合町内会エリアの一部（田谷町、長尾台町）です。人口は約2万人、高齢化率は栄区30.7%に対し、約24.0%となっています。栄区の中ではまだまだ若い地区ですが、高齢者人口は年々増加しております。

2025年問題に向けて生活支援コーディネーターが配属されましたが、横浜市は全国に先駆けて地域活動交流コーディネーターを配置しており、地域包括支援センターと協働して地域の福祉保健活動の推進を担っておりました。地域ケアプラザの指定管理を行うにあたっては前述の5職種連携のもとに地域包括ケアシステムの更なる推進を図り、地域住民同士の支え合いを形にするための事業が求められると認識しております。

第3期栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプラン」の基本理念である「みんなが支え合い安全・安心を感じるまち さかえ」に基づき、高齢者のみならず、子育て世代の支援、青少年健全育成、障害児者支援の視点も持ちながら各種事業を展開し地域との連携も深めてまいりたいと考えております。

今後の具体的な取り組みにつきましては以下の通りです。

- ①今後ますます進む高齢化に向けて高齢者自身の健康を増進し、元気な高齢者を出来るだけ増やす。
- ②要介護状態や認知症、障害があっても、地域で支え合える環境を作り出す。
- ③次世代を担う子どもたちを地域が協力して子育てしやすい地域をつくる。

当地域ケアプラザが担当する両地域の最大の資産は、住んでいるみなさんが地域を良くしようという意識が高く、地域のために貢献したいと活動されている方がたくさんいらっしゃることだと考えております。地域の力をさらに強くするために私どもも全力でご支援し、福祉の専門職としての関わりを持って参る所存です。地域で起きる様々な課題にも行政の施策に加え地域とも協働し乗り越えていけるものと信じております。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

笠間地区は戸建てと集合住宅が混在しています。1,500世帯を超える大規模マンションを含め、マンションが多いのが特色です。古くからの住宅は高齢化が進んでいますが、新しい住宅には子育て世帯を含む様々な世帯の転入があります。大船駅北第二地区市街地再開発により高層マンションが建設中で、今後人口増加が見込まれています。「かさま・つながるプラン」を軸に様々な取組みが行われていますが、自治会町内会毎に差があります。各自治会町内会が地域の現状や特徴を踏まえた上で、取り組みをどう広げていくかが課題と考えられます。

田谷町と長尾台町は豊田連合町内会に属し、田畠の残るのどかなエリアです。田谷町は3世代で暮らす世帯も多い一方で、単身者が住む借家も点在しています。町内会を中心に見守り支えあいが行われていますが、地縁を持たない住民をどう見守り支援していくかが課題です。長尾台町は大船駅徒歩圏内ながら静かな環境です。長く住む住人同士は繋がりを持っていましたが、集合住宅については住民の入れ替わりがあり把握や見守りが難しい状況です。

各地域の課題解決に向けては、連合町内会自治会および単位町内会自治会、各種団体と信頼関係を構築することが何よりも大切であると考えております。信頼関係構築において基盤となる顔の見える関係を大切にし、連合町内会自治会の定例会への参加、地域の各種団体の会合への参加に加え、盆踊りや秋祭り、芋煮会等の行事に積極的に参加して参りました。今後、それらの活動を更に積み重ねることにより、地域の課題解決に必要不可欠な信頼関係の構築に努めて参ります。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域との連携については前項でも述べたとおり、積極的に地域に出向き、顔の見える関係に基づく信頼関係の構築により連携を図ることを考えております。より踏み込んだ連携を目的に、平成30年度より笠間連合町内会・田谷町内会・長尾台町内会の各盆踊り大会にブース出店もしくは応援スタッフ派遣をしております。地域が一つになる一大イベントに、「お客様」ではなく「担い手側」として参加し一緒に汗を流すことで、地域との距離がぐっと縮まったと感じております。

行政、区社会福祉協議会とは、各種会議や連絡会への参加により互いが把握している情報を伝えあい、支援の方針を共有、3者が連携することで個別支援と地域支援の連動を目指します。

子ども・青少年・障害児者および生活困窮者支援に関連する機関とは、各種会議や連絡会への参加や、共催事業等の実施で連携を図ります。

他の地域ケアプラザとは職種別連絡会（所長会、地域包括支援センター連絡会および職種別分科会、地域交流コーディネーター連絡会、生活支援コーディネーター連絡会）での情報交換、それぞれの地域課題の共有及び課題解決にむけた検討をおこない連携を図ります。区域での実施が効果的な事業は6館の地域ケアプラザ共催で実施します。豊田地域ケアプラザとは田谷町・長尾台町への支援を行います。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### 1. 法人理念

同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

#### 2. 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立し生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる暖かな安心感のある同塵会を作る決意でございます。

#### 3. 業務実績

##### (1) 法人概要

法 人 名 社会福祉法人 同 嘉 会 (どうじんかい)  
本部所在地 神奈川県横浜市港南区下永谷 4-21-10  
設立年月日 昭和 41 年 3 月設立  
代 表 者 理事長 松井 住仁  
職 員 数 1,414 名 (平成 31 年 4 月現在)  
運 営 施 設 全 22 施設 (令和元年 12 月現在)  
特別養護老人ホーム 8 施設・認知症対応型共同生活介護 1 施設・  
地域ケアプラザ 5 施設・認可保育所 8 園

##### (2) 事業内容

第一種社会福祉事業 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
第二種社会福祉事業 ①短期入所介護（ショートステイ）②通所介護（デイサービス）  
③訪問介護（ホームヘルプ）④認知症対応型共同生活介護  
（グループホーム）⑤居宅介護支援事業所⑥身体障害者居宅  
介護事業 ⑦障害者重度訪問介護事業 ⑧保育所 ⑨子育て  
支援事業  
指定管理事業 ①地域包括支援センター ②地域活動・交流事業

##### (3) 補足（その他の事業実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップすることも重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んで参りました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種事業に傾注して参りました。

##### 【委託事業】

- ・地域包括支援センター芙蓉苑（24 時間転送電話受付）
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント（ヨコハマいきいきポイント）事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割をふまえながら説明しております。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しております。

昭和 41 年 3 月	社会福祉法人同塵会 設立
昭和 42 年 5 月	特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員 50 名）※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）
昭和 50 年 4 月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）
昭和 53 年 4 月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和 53 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和 57 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元年 1 月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 3 年 3 月	芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始
平成 3 年 7 月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成 8 年 12 月	特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ：10 名
平成 9 年 6 月	いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 9 年 9 月	いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成 9 年 10 月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成 10 年 9 月	横浜市下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 10 年 10 月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）／高齢者配食サービス事業開始 横浜市下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成 11 年 7 月	横浜市下永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始
平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、苑芙蓉・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑、いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成 15 年 3 月 芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い屋根保育園開園（港南区）（定員 120 名）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チエリーガーデン保育園開園（港南区）（定員 90 名）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ケートワターローズ保育園開園（川崎市幸区）（定員 30 名）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区）（ 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区）（入所：110 名 ショート：30 名）
平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎区川崎区）（入所：120 人 ショート：20 人） 境町バイナップル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年 5 月	特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区）

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当団体は現在 22 施設を経営しており、いずれも福祉施設であることからスケールメリットを生かしコストの低減を実現し、効率的かつ安定的な運営を図ることが可能となっております。

直近三か年では東京都目黒区に認可保育所、横浜市港南区に特別養護老人ホームを建設いたしました。これらは各自治体より当団体の財務状況の健全性・安全性はもちろんのこと、経営方針に対する信認の証明であると同時に当団体へ寄せられる期待でもあると認識しております。

事業所所在地が一都二県にまたがることから、各自治体の信頼を損なうことが無いよう、事業種別毎に法人本部で担当者を設定、かつ施設単位で財務状況を把握できる体制が整っております。施設単位で財務状況を把握することにより、補正予算の編成など、状況に応じ適切な対応を取る事が可能となっております。

新規施設の開設にあたり建築費用の一部を借り入れておりますが、安定した施設運営をおこなうこととで中長期的に借入金を返済することができる体制となっております。安定した施設運営とは、安定した収入を確保することだと考えております。収入確保の具体策として職場環境の整備を徹底することにより職員の離職を防止し、入所施設であればベッド稼働率 100%に近い水準を実現させており、安定的な収入に繋がっております。

新規開設施設も開設 2 年目以降は上記の様な経営努力によって繰越金を発生させることができるため、団体全体の財政基盤安定を実現しております。発生した繰越金によって新たな施設の建設、運営をおこなうことで、地域での雇用を創出することが広義の意味での社会貢献活動であると考えております。

団体の運営状況についてもホームページ上に公表することで、財政面・運営面ともに透明性のある経営を目指し私どもは日々業務に取り組んでおります。

### **3 職員配置及び育成**

#### **(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について**

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### **1. 所長予定者**

地域ケアプラザは、地域福祉の中軸を担う重要な役割をもち、所長に就く人物は、「豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められると考えております。

重要なスキルとして『コミュニケーション・マネジメント・危機管理』と認識しております。その他、こどもから高齢者といった幅広い世代からの意見や要望などに耳を傾ける姿勢、常に相手の立場にたって物事を考え地域住民の方々と日々コミュニケーションを取ることで信頼感を醸成できる人物を所長として配置することを考えております。

地域住民の方々との信頼関係を重視し、原則、現職者を引き続き所長として配置することといたします。

##### **2. 職員の確保、配置、勤務体制**

職員の確保については、現在の職員を退職させないことを最優先に考えます。所長が率先垂範して職場環境の整備をすすめることで、職員にとって常に働きやすい職場をつくることができ、離職を抑止できると考えております。退職者が出了場合には、同団体が運営する他事業所からの適切な人物の異動、あるいは新規での採用を予定しております。新規採用については、社会福祉法人としての公益性の高さを十分に認識し、雇用促進による地域の活性化に寄与できるよう地域住民の方を積極的に採用することを考えております。

また、子育て世代やシルバー世代の方々など個々の事情に配慮が必要な場合であっても、柔軟に対応し就労の場を提供できるよう努めます。

新卒採用については、首都圏に点在する専門職養成校（大学、専門学校、高等学校など）との長年に渡る信頼関係により、毎年安定的に入職希望者の紹介を受けております。

上述の通り、在職者の離職抑止と新規採用を継続的におこなうことで、法令に定められた人員配置基準を上回る員数を確保するよう努めます。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当団体では「ご利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」ような職員を養成することを人材育成の目標としております。

一般的に、ご利用者に喜んでいただくためには、高い知識・技術をもった専門家の育成が優先されがちですが、サービス提供の現場で感じるご利用者の求めは、表面的な“テクニック”ではなく、その奥深くにある『こころ』であると当団体は考えております。専門家としてのスキルだけでは無く、地域ケアプラザスタッフとしてのこころも兼ね備えたスタッフを育成することをコンセプトとしております。

『福祉は人なり』のポリシーに基づき、職員が誇りをもって意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりをもった人材を育成することこそが、ご利用者への質の高いサービスの提供あるいは地域住民の方々の満足度向上につながると確信しております。その実現のために、各専門資格の取得支援の実施、外部機関への研修受講、各専門職で行われる団体内部での部署別勉強会や事業所間交流研修を団体全体で実施することで、個々の職員が掲げる目標に向けて主体的に取り組むことができる体制をとっております。

これらの研修をすすめていく上で、学びたい気持ちが継続するように職員一人ひとりをバックアップするため、所長をはじめとした役職者による面談体制を整えていることも特徴の一つです。今後についても従来の熱意をもった人材育成と研修に取り組んで参ります。以下、ケアプラザに特化した研修システムについて表記いたします。

同塵会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
<b>専門性を深める・広げる</b>			
法人内部署別勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上</li> <li>○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換</li> </ul>	法人事業所 対象職種職員	部署毎 2回／年
職種別 事業所間交換研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る</li> <li>○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）</li> </ul>	法人事業所 対象職種職員	職制毎 1回／年
試験対策勉強会	○福祉に携わる上で必要となる資格取得	希望者	随時
各種認定資格の案内 ／勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発想力・提案力の拡充</li> <li>○職制別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティー等、趣味活動講座の受講支援</li> </ul>	希望者	随時
<b>プラザ内情報共有のための研修</b>			
プラザ内連携勉強会 (ケース会議)	○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有	全職員（プラザ内）	月1回
<b>市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用</b>			
外部研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。</li> <li>○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用</li> </ul>	外部研修指定 対象者	随時

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

指定管理者の責務として、利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備については、日常の管理・点検を確実に実施し、不具合を早期発見し、速やかに業者へ報告、協議の上、必要な対策を講じます。

- ・適切な入札を厳守した上で、実績を有する専門業者を選定、施設管理者立ち合いのもと定期的な保守点検を実施します。
- ・業者の点検結果を基に修繕が必要な場合は、優先順位を決めて適切に修繕いたします。また大規模な修繕に備えて計画的な積立を行います。
- ・いつまでも綺麗で気持ちよくご利用していただける施設を維持するために、独自に美化担当者を設置し、専門業者の保守点検のみに頼らず、日常的な目視点検と清掃を行うことで長寿命化を目指します。
- ・団体本部に在籍する設備機器管理のエキスパートである担当職員が、定期的な巡回はもちろんのこと、緊急時に対応できる体制を整えています。
- ・急なトラブルの際に、職員がチェックする箇所や連絡体制など円滑に対応できるよう、専門業者による研修開催やマニュアルの整備により、ご利用者の皆様が安心して安全に利用できる施設管理を目指します。

### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

回避困難な突発的な事故・急病等の緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。

これらの取り組みを主管するべく団体本部に危機管理対策室を設置しており、事業所・部署・担当間の連携を強化し、対象者に寄り添い、事案処理する独自のシステムを確立しております。地域ケアプラザは、新生児から高齢者まで幅広い年代の方々や障がい児・者の方々などに広くご利用いただぐ施設であることから、事故が起きやすい事業所であることを常に意識しなければなりません。

予見可能な事故においては、未然防止策を講じて全力で回避することが重要です。事故防止には、事故の起こりにくい環境を整備いたします。

#### 1. 事故（緊急事態）発生時の対応（適切性・緊急の対応）

福祉サービスの現場には、高度な安全配慮義務が課せられており、極力、事故を回避しなければなりませんが、予見不可能な事故や予見できても回避不可能な事故が発生することを認識して、事故による被害を最小限に止める対応能力が求められます。

当団体では、危機管理マニュアルを整備し、不測の事態に備え、対応手順や連絡体制を明確化し、全職員への周知および定期的な研修を実施することにより有事に備えております。

#### 2. 事件事故の防止体制

事件の防止策として、夜間のセキュリティを専門業者に委託しております。防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を機器により感知し、不法侵入等、感知した場合には、施設管理者への連絡の他、15分以内に駆けつけられる職員の連絡先についても、警備会社に告知することで、不測の事態にも対応できる体制を整えています。

### (3) 災害に対する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

##### 特別避難場所としての役割

日頃より当地域ケアプラザの全職員が、いっとう避難場所・地域防災拠点・広域避難場所を確認・把握するとともに、横浜市職員が自ら参集する横浜市内「震度5強」以上の災害時には、当事業所の職員も、身の安全を確保しながら自ら参集する体制をとっています。

本事業所は、栄区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づく特別避難場所となるため、「特別避難場所開設マニュアル」を作成しており、災害時には、地域防災拠点からの要援護者とその介護者を受け入れます。また、引き続き、適切な応急備蓄の整備・保管管理を行います。

「特別避難場所の協力に関する協定」及び「特別避難場所開設マニュアル」等に定めない事項（例：災害発生時に住民がケアプラザに自主避難してきた場合の対応等）についても、栄区役所と連携を図り、人命の保護を最優先に、被災者の援助活動等に全面的に協力いたします。

年2回の消防訓練の際には、「特別避難場所開設訓練」を実施し、マニュアルの確認の他、開設準備を訓練の中に取り入れることで、より実践的な対応方法について全職員の認識を深めております。

#### イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

年2回実施する防災訓練では、職員全員が参加しケアプラザ全体で訓練を実施しており、管理者不在の場合であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立しています。また、豊田消防出張所の協力を得て、避難誘導訓練や初期消火訓練、AED研修等を計画・実施しています。

さらに、地域内の防災拠点会議や訓練に参加して地域の防災に係る意識を共有し、有事の対応に備え、地域の防災担当者とも顔の見える関係を構築しています。

大きな地震や台風、積雪時には介護予防支援・居宅介護支援・通所介護事業所で関わりのある方への安否確認を行っています。特に独居の方へは状況に応じて訪問し、食事の手配や介護サービスの臨時利用など安心に暮らすためのサポートを心掛けています。有事の際には適宜、正確な情報の取得に努め必要な支援を行って参ります。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

当地域ケアプラザは、公設民営で指定管理制度により運営される、極めて公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性を担保いたします。

##### 1. 市民、団体を対象とした中立性の確保

- ・「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づく適正な団体登録および貸出業務を行います。中でも反社会勢力対策や営利、政治、宗教等を目的とした使用禁止を厳守いたします。また、使用禁止については解釈を含め、明文化した取り扱い基準を定め、トラブル防止に留意します。
- ・自団体を律する公正中立性の確保
- ・当団体が運営する既存の地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理をはじめ、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については、特に、注意が必要であると体感しております。
- ・いつ、誰から指摘を受けても、透明性をもって説明をし、納得を得られる公正中立な運営が、指定管理事業受託法人の義務であり、自らを律する姿勢で、管理・運営にあたります。

##### 2. 介護保険サービス事業者に対する公正中立性の確保

- ・当団体は近年、社会的問題としてクローズアップされている一部事業所による囲い込みに準ずる行為が、利用者本位に反すると認識しており、公益性の高い団体として公平・公正な立場であることを徹底して参りました。
- ・居宅介護支援事業所による利用者選択の同意書は、横浜市の指定様式を使用しております。特に公正中立性を強く求められる地域包括支援センターでは、独自に作成した「居宅介護支援事業所選定に関する確認シート」を活用します。居宅介護支援事業所を含む「事業所の選択」に係る相談を受けた際は、相談者の意思を尊重すると共に、ハートページ等の事業所一覧を提示して複数の選択肢があることを必ず提示します。また、その経緯をしっかりと記録に残します。

## (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

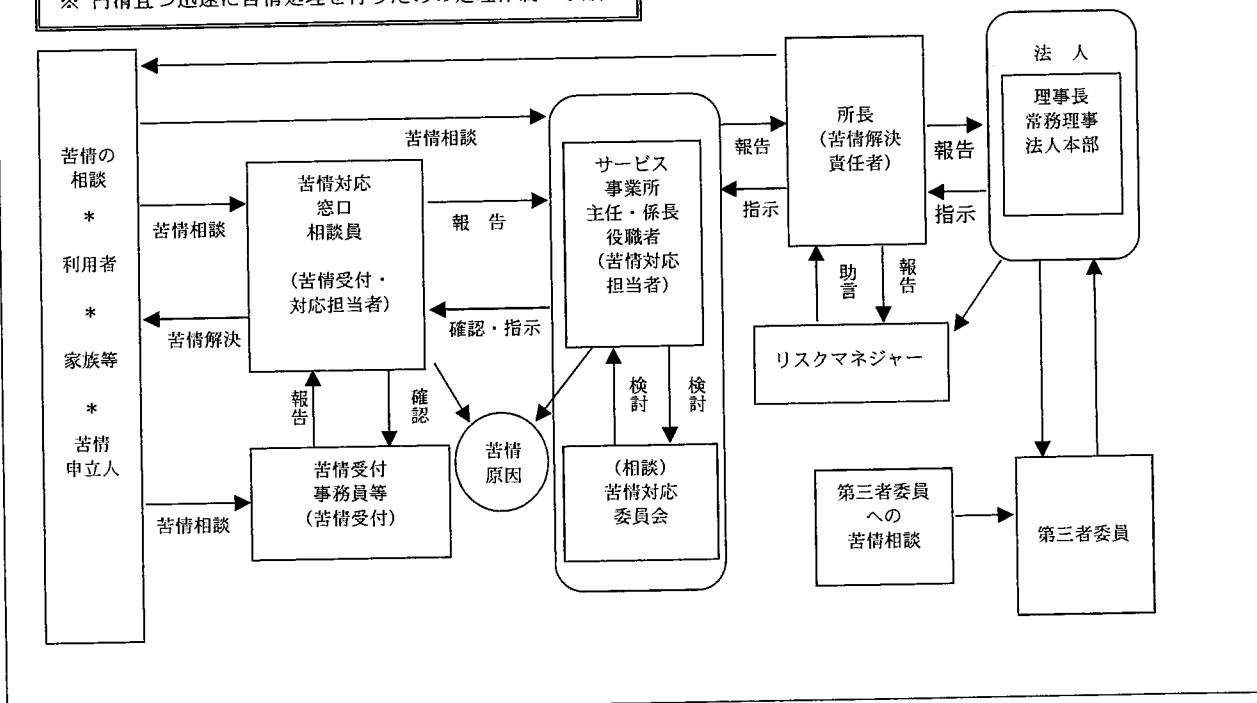
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

当団体は、長きにわたる地域ケアプラザ等の事業運営を通じて築いてきた地域住民・行政機関との関係性を基礎とし、地域が抱える潜在的な課題をきめ細やかに把握することに努めて参りました。本事業所においても、横浜市の指定管理者という公的責任を十分認識し、皆様の意見・要望を真摯に受け止める姿勢をもち続けて参ります。

苦情に関しては、より迅速な対応が求められることから、当団体では、各職責に応じた役割や解決までのプロセスを明確化し、実践的な苦情処理システムフローを構築して参りました。苦情解決責任者が、真摯に対応することでスムーズな苦情解決を実施いたします。

また、利用者アンケートや自主事業等でのアンケートの実施、館内へのご意見箱の設置等により、皆様からの意見や要望を寄せて頂きます。寄せられた意見等は各部署で分析し、対応策を協議し誠意をもって改善に取り組みます。

※ 円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1. 個人情報保護について

当団体は22事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は5,000件をはるかに超え、個人情報取扱事業者として重大な責任を担っております。

具体的な個人情報保護の方法としては、個人情報保護に係る研修の実施やマニュアルの定期的な見直し、パソコンなどにおいては、パスワードの管理やワイヤーロック・施錠された場所に保管など、平素より、適正な個人情報の管理を目的として、厳格な取り扱いを周知・徹底しております。

その他、個人情報の取り扱いに特化した「ヒヤリハット」を作成し、当事業所の事例だけでなく、法人内及び横浜市内のケアプラザで発生した事故に関しても、自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しております。

### 2. 情報公開への取り組み

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の厳守はもちろん、区民へ積極的に情報を公開し、本事業に付随する計画、施設の経営・運営状況を法人が定める「情報公開規程」に基づき、下記の通り積極的に情報公開いたします。

具体的な方法として、運営状況・事業計画・事業報告・第三者評価の実施結果などは、常時閲覧できる場所に設置しております。

### 3. 人権尊重への取り組み

横浜市は「横浜市人権施策指針」を制定し、様々な差別や人権問題に対し、行政・市民が一体となって、誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすい街づくりに尽力されていると理解しております。

従って、人権尊重に向けた啓発や活動は、男女共同参画や外国人市民などの多岐に関わる問題が存在するものの地域ケアプラザとして特に力を入れたいと考える「こども、障がい、高齢」に関する研修を内部研修や外部研修で毎年実施しており、今後についても継続した取り組みをいたします。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理下で運営される地域ケアプラザにおいては、行政施策の趣旨に基づいた活動を更に推進する役割を担っていると認識しております。特に限りある資源を有効に活用して「3R」を浸透させる取り組みは、率先して実施すべきであると考えております。

### 1. 「3R」活動の推進

3R夢プランの更なる推進を図るため、団体内に在籍する廃棄物管理者の経験者からの助言などで、地域の模範となる取り組みを実践することはもちろんのこと、地域住民も巻き込んで『楽しく、気軽に、便利』をキーワードに、以下のような3R活動に取り組んで参ります。

#### (1) リデュース（発生抑制）

- ・ペーパーレス会議及びコピー用紙の裏面使用
- ・「My箸・Myカップ」の推奨

#### (2) リユース（再利用）

- ・おもちゃ病院（壊れたおもちゃの修理）の継続
- ・「不用品譲渡＆ゆずってください掲示板」事業の立ち上げ

#### (3) リサイクル（再生）

- ・分別回収の説明（包括支援センターや担当ケアマネジャーによる高齢者世帯への説明）
- ・環境ラベリング商品の購入

### 2. 環境への配慮

地球温暖化対策の一環として夏場の冷房は設定温度28℃以上、冬場の暖房は設定温度20℃以下を事業所内で周知、徹底するよう努力しております。

### 3. 中小企業優先発注

市が行う工事の発注、物品・役務の調達等にあたっての市内中小企業者の受注機会の増大を図ります。特にケアプラザで開催されるイベントなどにおいては、近隣の店舗で購入することで、話題作りに繋がる効果も見込めるため、日頃から地域における商店などの特徴や取扱品にも関心を高めて参ります。よって、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与して参ります。

### 4. 男女共同参画推進

男女共同参画社会における地域ケアプラザとしての役割は、男女がともに主体的に地域活動やボランティア活動などに参加したいと思うような活動・場所などの提供であると考えております。参加者が当該活動へ参加することによって地域コミュニティが強化されます。地域コミュニティの強化が地域の活性化につながり、日々の暮らしが改善することで子ども達が伸びやかに育つ環境が実現できると思います。

理想は仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで「一人ひとりが豊かな人生」を送ることが出来るような社会の実現です。その実現のために地域ケアプラザとして全力で取り組んで参る所存です。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当団体は、地域ケアプラザが運営する各事業の稼働率や館内に立ち入られた地域住民の人数が、ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えております。故に、施設の利用率向上の第一段階として、ケアプラザの存在や役割を幅広い世代に知っていただくことが重要であると考え、地域の方々が気軽に立ち寄れる開かれた施設を目指して、「ここにケアプラザがあって良かった」と思っていただけるよう積極的にアピールしております。

稼働率の代表的なバロメータとなる地域交流事業の施設貸出について、現状は 60 名程度収容可能なホールが日中 8 割、夜間 5 割稼働。12 名程度収容可能なボランティアルームが日中 5 割、夜間 1 割稼働となっております。

今後の課題は平日と比較して稼働率低下の傾向が著しい夜間、日・祝日の稼働率を如何に向上させるかにあると考えております。該当日の稼働率向上の施策として、近隣の皆さま方のニーズを踏まえたサークル活動や趣味活動による福祉保健支援団体を誘致することで、一定程度の稼働率の向上が見込めると想定されますので対外的な PR 活動に取り組んで参る所存です。

利用率促進にむけた具体的手法)

#### 1. 全事業共通

- ・地域ケアプラザの存在を住民の方に広くご理解いただくため、積極的な広報活動をおこない、地域全体隅々にまで行き渡る P R を展開いたします。
- ・広報誌の定期発行をおこなっております。
- ・各福祉保健団体や地域役員の会合へ積極的に参加しております。
- ・サロンや学校などの地域活動への参加をしております。
- ・ケアプラザの入り口などにケアプラザであることや包括支援センターが入っていることなどをわかりやすく表示し、入りやすい印象付けを行います。

#### 2. 利用率向上を支える信頼関係の構築

- ・当事者や家族のみならず、福祉保健団体や地域役員、近隣住民など様々な立場からの相談を受けられるよう、どんなことでも気軽に相談できる場所、関係でいられるよう各々の部署の立場から地域住民の方に向けてのアプローチを行っております。
- ・施設貸し出しについても、地域ニーズを叶えるための共催事業などをすすめ、一層の信頼関係の構築を図って参ります。

#### 3. 利用率向上を支える環境整備

- ・ウォーキングポイントのリーダー設置の協力などを行うことによって、日頃ケアプラザ利用の無い方々が足の向くようにいたします。館内整備や館内清掃に努め、利用する方が気持ち良く安全に活動ができるよう配慮しており、ご利用者から評価を得ております。

#### 4. 幅広い施設の活用展開

廊下の壁を「ハートフルスペース」として、作品展示を行っていただいている。展示団体の関係者などがご来館される効果や利用団体、利用者の日常での鑑賞の場となっています。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

現代社会において、情報の収集～管理～提供は、人々が最も関心を寄せる事柄であり、地域ケアプラザのキーコンセプトである『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる街づくり』を実現するには、そのために役立つ正確性の高い、タイムリーな情報提供が必須であると考えます。

地域住民の方々で、特に高齢者・子ども・障がい者等の支援が必要な方々が、地域で安心してその方らしい生活を継続していくよう、地域福祉団体等の協力者とのネットワークを構築すると共に、相談者等の対象者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度に繋げる等の支援を実施いたします。

### 1. 地域ケアプラザが情報発信源であることの周知

高齢者・子ども・障がい者等、制度の狭間にある方には、様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談して良いかわからない方もいらっしゃいます。そのような方々に、私達が情報発信源として、課題解決をコーディネートするいちばん身近な相談窓口であることを広く案内します。

具体的には、周知活動を地域ケアプラザ内に留めることなく、老人会や育児サロン等の地域の様々な集まりに積極的に出向き、地域の特性や個別ニーズを把握し、インフォーマルサービスを含め、きめ細やかな周知活動に努めます。

### 2. 情報の提供手法

伝えたい・相談したい対象者の視点に立った、正確でわかりやすい情報の発信を積極的に行います。また、ケアプラザの全職員は、縦割りの窓口ではなく、地域福祉のトータルコーディネーターの役割を果たせるよう情報を整理共有し、適切な対応ができるような体制を整備します。

具体的な情報提供手法の一例を以下に記載いたします。

- ・区役所や関係機関との連携を十分に図り、対象者へ適宜、適切でわかりやすい鮮度の高い最新の情報を提供いたします。
- ・広報誌を活用して、地域ケアプラザで実施する事業（地域包括支援センター・地域活動交流等）に関する情報を地域に広く発信します。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザの職員は、自身の配属部門や業務内容を超越して、地域の皆様に福祉従事者として如何に貢献できるかが本分と考えます。今までの地域ケアプラザ現場業務から部署間の連携をもって情報を共有することが、円滑な課題解決に取り組む最良の手段であることを学びました。よって、継続して、部署間連携に力を入れて取り組んで参ります。

### 1. 各部署の情報共有

適切な情報の保護・管理を厳守するために、電子ネットワークも活用することが、新鮮な情報の共有を実現する手段として有効であると考えます。現在においても、各種会議の他、所内ネットワークによる共有フォルダを活用し、最新の地域情報を正確かつ効率よく全職員誰もが、地域の皆様の担当者であるとの共通認識で円滑に対応しています。

《ネットワーク共有フォルダで共有されている内容の一例》

- ・地域活動参加記録
- ・当日貸し館利用情報・来所予定者
- ・各種職員会議録

### 2. 『5 職種連携』の推進

地域包括支援センターの3職種（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士）に地域活動交流および生活支援両コーディネーターを加えた委託事業の5職種が、常に連携して情報共有しながら、地域支援にあたることが重要であると認識しております。

5 職種連携のあり方としては、一般的に用いられる合同カンファレンスの開催による集中的な情報共有や課題解決の協議は、日常的に実施いたしますが、情報自体をバトンとして捉え、リレー形式で、時間や場所をつないでいく形態を取り入れて、実践的な情報共有を展開して参ります。

《情報共有のために開催されている会議》

- ・全体会議（出席者：各部署の常勤職員全員）
- ・5 職種会議（出席者：委託事業 5 職種）
- ・ケアマネ会議（出席者：ケアマネジャー）

### 3. 関連施設との連携

子育て支援関連施設としては、「親子 de 遊ぼう！わくわくタイム」を公立保育園の飯島保育園、公田保育園と年1回共催開催を平成14年から継続しています。栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」とは、平成25年度より毎年、子育て世代向けに講座を開催し、互いの連携も深まっています。障がい児者関連施設としては、「障がい児余暇支援事業」で「基幹相談支援センター径」に協力をいただき、開催内容のアドバイスや参加者についての情報提供をいただいている。平成30年度には区民文化センターリリスとの共催によるアートイベント「コドモアートキャラバン」を開催。私どもから提案させていただき、障がい児対象のアートイベント「笠間でおでかけ♪アートキャラバン」の開催も実現しました。障がい児親子がアートに触れる機会を作ることが出来た他、アートキャラバンの展覧会にも出品することができました。今後も地域ニーズに即した魅力的な事業展開のために、区内外の様々な関連施設とのコラボレーションを図ってまいります。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域ケアプラザの責務であるネットワーク構築について、既に当団体は、近隣の既存団体等とネットワークを形成しており、これらの連携を継続・発展させることが最善であると考えています。具体的な取り組みは以下の通りです。

### 1. 連合町内会自治会

笠間および豊田連合町内会定例会参加や自治会訪問により、自治会町内会の皆様と顔の見える関係の構築維持を図ります。

### 2. 地区社会福祉協議会

毎月行われる笠間地区社会福祉協議会の理事会に参加し、議事録の作成等を担っています。理事会参加により、地域の情報を得るだけでなく、ケアプラザの事業展開等についても相談し、足並みをそろえて地域福祉向上に取り組みます。

### 3. 民生委員児童委員協議会

笠間地区民生委員児童委員協議会定例会への参加、懇談会の開催や個別の活動の場を通じて情報交換を行い、連携を継続します。

### 4. ボランティア個人・団体

ボランティア活動されている個人・団体の皆様との交流の場を設け、情報交換や提供により活動状況の把握や連携に努めます。また、地域で行われているボランティア活動の場に出向き、担い手や参加者の皆様との顔の見える関係づくりをいたします。

### 5. その他、各種団体

保健活動推進員、シニアクラブ等、各種団体の会合へ参加する事で顔の見える関係構築を図り団体間のネットワーク形成の一助を担います。

## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

### 1. セーフコミュニティ

セーフコミュニティの取り組みに共感しており、ケアプラザの役割、機能をいかし、区行政と協働して啓発、その推進をして参ります。これまで、所長が「自殺予防対策分科会」、包括看護師が「高齢者安全対策分科会」の委員として参加し、区民向けの啓発活動には他職員も参加するなど、ケアプラザ全体で活動に取り組んでまいりました。地域サロン等を細かく回って「ヒートショック」「転倒予防」など啓発活動に取り組めるのもケアプラザの強みです。平成30年に再認証されたセーフコミュニティを更に盛り上げができるよう、引き続き区との協働を図る所存です。

### 2. 栄区運営方針

当地域ケアプラザを運営するにあたり、栄区の運営方針の把握と理解は欠かせません。毎年示される「栄区運営方針」の内容を踏まえた上でケアプラザを運営し、取り組み協力を行います。ここ数年は「福祉や健康づくりの推進による安全・安心のまちづくり」に関連し、生活困窮者自立支援のための「アウトリーチパートナー研修」や、がん検診受診率向上への取り組み（乳がん触診モデルの設置や普及啓発チラシの配布など）について、区と協働で行ってまいりました。また、区の協力を頂き「かさま・つながるプラン研修会」の場にて、「地域主体の健康寿命を延伸する健康まちづくり」をテーマとした講演会を行いました。今後も栄区の運営方針を、きめ細やかに地域で展開していく役目を果たします。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向か、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第3期計画も残すところ約1年となり、第4期計画策定に向けた大事な時期に差し掛かっています。第3期計画（区全体計画および地区別計画）の進捗を振り返り、成果と課題を整理した上で、より良い第4期計画の策定に向け取り組みます。

笠間地区においては栄区役所・栄区社会福祉協議会区社協と共に事務局を担い、地区計画の推進を支援してまいりました。今後も、各地区の計画の進捗状況をふまえ、地域ケアプラザの機能を活かした支援の方法を提案していきます。また、区役所で開催される地区支援チーム会議へ出席し、情報の提供やチームメンバーと情報共有の継続に努めます。

田谷・長尾台地区については、豊田地区に属するため、地域福祉保健計画推進への関りがなかなか出来ずにいました。しかし、今回の指定管理期間に働きかけ、地区別計画の推進母体である「豊田地区地域支えあい連絡会」およびテーマ別分科会「見守りネットワーク委員会」への参加が実現しました。取り組みについて理解を深めると共に、取組への協働を模索してまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

平成 13 年の開所当時から培ってきたこの地域での経験と関係性を糧にして、地域の皆さんと地域の実情や課題を共有し、誰もが互いに支えあい、地域の中で安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けた自主企画事業を実施いたします。また、出来るだけその分野を専門とする関係機関や団体と連携し、より効果的に実施いたします。活動が地域内で継続されるよう、自主活動化を視野に入れて内容を企画し、自主活動化した後はそのフォローを行います。

1. 高齢者

高齢者を対象とした自主事業は開所当時から数多く実施し、自主活動に繋げてきた実績があります。現在はそれらの活動の後方支援が中心となっています。介護予防のグループは参加者が高齢者ゆえに、自主活動の継続が難しくなることがあります（参加者の減少、リーダー役の不在等）。そのような時には、活動継続を目的とした自主事業を行いグループの存続をサポートしてきました。こういった取り組みにより、認知症予防教室や介護予防体操のグループが 10 年以上活動を続けています。今後も地域ニーズに基づく新規自主事業と並行し、既存の活動グループの活動支援のための自主事業を実施いたします。

2. 子ども

子育て世代が多いエリア特性を踏まえ、関係機関や団体と共に多くの事業を実施してきました。具体的な実施事業については以下の通りです。

・「わくわくタイム」：親子遊びと集団遊びを公立保育園の保育士に提供していただき、遊びを通じて親子関係や子どもの発達などを見て適切な声掛けや区役所への情報提供を行っていただいております。事業を通して地域役員、行政などと連携することにより、区が取り組んでいるセーフコミュニティの児童虐待の早期発見対応にもつながっていると考えます。

・「ぴよぴよランチ」：乳幼児とその養育者が、仲間を作り地域で孤立しないことや育児不安や 負担の軽減、情報交換、交流の場として「ぴよぴよランチ」を月 2 回、主任児童委員を中心に民生委員と開催。親子が地域とつながる窓口となっています。

・「ゆうわ館で水遊びしよう！」：更生保護女性会が主催、主任児童委員とケアプラザは協力という形で実施しています。未就園児親子を対象とした企画で、毎年中学生ボランティアの協力を得ているのも特徴です。この事業に限らず、笠間地区の様々なイベント（笠間デイキャンプ、夏の盆踊り、秋祭り等）では毎年多くの中学生ボランティアが活躍しています。小学生が中学生の姿を見てボランティア意識が芽生え、中学生が地域参加の楽しさを感じるなど、地域参加への拡大にもつながっています。

3. 障害者

障害のある方が共に地域で暮らす「仲間」であることを伝えらえる企画を実施いたします。

・「障がい児余暇支援事業」：豊田地域ケアプラザと共に、小中学生の障害児を対象に年 4 回実施。この事業には地域のボランティアに加え、以前ケアプラザ自主事業から自主グループ化を図

つた「男性料理教室」のメンバーの協力も得ています。また、中学校を卒業した障害児の中には「ボランティア」として参加を継続する子もいます。障がい理解への啓発や日頃接することの少ない障がいを持つ人とその家族との顔の見える関係作りができます。

・「パラスポーツフェスティバル」：障害理解への啓発に繋がる企画を考えていたところ、地域住民からの提案がきっかけで実施に至りました。パラスポーツについてのギャラリートークやボッチャ体験に子どもから高齢者まで幅広い年代の参加があり、ケアプラザが障害者に関する取り組みも行う施設であることを印象付けることが出来ました。

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

福祉保健団体の皆様に施設を有効にご利用いただくことは、地域の福祉保健活動が活発となることにつながると認識しております。駅が近く利便性が良いことから、区内外の多くの団体にご利用頂いておりますが、引き続き自主事業や広報誌を通じた貸し館事業の周知に加え、既に利用している団体に対しても利用希望日を把握し、キャンセルでの空き情報をお伝えするなど、より丁寧に対応いたします。また、法人ホームページへの貸し館事業の利用方法や利用登録シートの掲載し利用手続の簡素化を図り利用率向上に寄与します。登録団体に対しては、次のような取り組みを行っています。

1. 貸し館団体連絡会の開催：定期的に開催し、互いが気持ちよく。また、福祉・保健活動以外の団体については、ボランティア活動や地域貢献活動等に携われるよう、ディサービスでの演奏披露や技術提供など身近なボランティア活動をお伝えする機会としています。
2. 貸し館抽選会開催：定期的に顔を合わせることで団体同士が顔見知りとなり、活動日時を互いに調整して頂くなど協力体制が生まれています。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

担い手不足は常に耳にする言葉で、地域ケアシステムを構築していく上でもボランティアの育成、コーディネートは重要であると考えます。ボランティア活動に関心のある方に対しては、丁寧に聞き取りをしながら登録を行い、その方に合った活動を継続して行えるようコーディネートします。活動開始後も声掛けによりフォローを行います。気持ちはあるが、行動に踏み出せない方も多くいらっしゃると推測します。既存のボランティア団体への募集などボランティア情報を提供することで、躊躇している方が一歩踏み出し、登録や活動へ繋がるよう門戸を開きます。

子どもは次世代の担い手としての期待が高いこともあり、小中学生の頃からボランティア意識を持つてもらうことが大切だと考えます。福祉教育を積極的に行ってもらえるよう働きかけや、地域事業に参加して頂けるよう小中学校との関係づくりに努めます。

具体的な取り組みは以下の通りです。

- ・ボランティアの登録およびコーディネートに際しては、地域ケアプラザ内に加え、区社協ボランティアセンター及び区民活動支援センター等の関係機関とも連携いたします。
- ・栄区ケアプラザ合同事業としてシニアボランティアの登録研修講座を開催し、元気なシニアを・活動に繋げます。
- ・地域のニーズに即したボランティア講座の開催。令和元年度には調理ボランティア養成講座を行い、参加者を地域食堂「かさまごはん」、配食ボランティアグループ「みつ葉」、一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい昼食会」への活動に繋げました。
- ・中学生ボランティアの力をいかします。地元中学校の生徒を中心に「笠間デイキャンプ」「ゆうわ館 de 水遊び」「秋まつり（笠間連合町内会）」等へ継続的なボランティア協力を得ています。
- ・貸館団体等への働きかけ。登録ボランティア（個人および団体）に限らず、貸館団体などにも活動を呼びかけます。「男性の料理教室」に「障がい児余暇支援事業」での食事作りボランティアを依頼し協力を得ています。
- ・ボランティア交流会の開催。笠間地域ケアプラザで活動する個人や団体の皆様との意見交換を行い、活動の活性化を図ります。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域ケアプラザに求められる情報は様々で、各分野にアンテナを張り、公の情報から地域内のインフォーマルな情報までの細かな情報収集が必要とされます。また、提供においては、必要とする人が必要な時に情報を得られるよう、かつ常に新しい情報に更新し、タイムリーに情報発信する必要性があります。この認識のもと、下記の様に取り組みを行います。

- ・インターネットや配布物等、簡易的に入手できる情報に偏向する事なく、自治会町内会や各種団体の会議・活動の場に積極的に出向き、新鮮で身近な情報収集に努めます。
- ・参加者と担い手、双方と顔の見える関係を作り、日々の会話の中から、活動における課題やニーズを聞き出し、支援に繋げます。
- ・ケアプラザ広報紙「あゆみ」や催しのチラシ等は町内会自治会の協力のもと回覧・掲示を行い、幅広い地域住民への情報提供に取り組みます。回覧・依頼掲示は、連合定例会等の場で、直接、各町内会会長に渡しすることを心掛けております。
- ・広報紙「あゆみ」は法人ホームページにも掲載し、インターネットでも情報を得られる環境を整えます。
- ・ケアプラザに来館された方にスムーズに情報提供できるよう、設置・掲示してある広報物の整理に努めます。尚、設置・掲示スペースの狭さが長年の課題でしたが、1階エントランスの壁を改修しスペースを拡大しました。

## (3) 生活支援体制整備事業

### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

#### 1. ニーズの把握

地域の既存会議、意見交換や集まりの場に可能な限り同席し、地域の課題やニーズ把握を行います。また地域包括支援センターに寄せられる個別相談の傾向を共有します。

#### 2. ニーズの分析

地域ニーズや資源把握の結果を踏まえ、栄区所管部署・栄区社会福祉協議会等の助言を受けながら多角的に情報を分析します。

#### 3. インフォーマルサービスを中心に、従前より調査・把握してきた各種の社会資源情報の更新をする過程で、ニーズ・課題と資源がマッチしているか所内で協議・分析し、自主事業の企画に反映します。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. 生活支援コーディネーター連絡会等で民間事業者やNPO法人等の情報を収集し、担当エリアの課題・ニーズとの合致を分析します。
2. 区内外で開催される講座や研修会等に積極的に出席し、他地区の取り組み情報を収集し、広い視点で、多様な主体との関わり方について研鑽します。
3. 系列事業所間の連絡会において他地区の動向を把握し、担当地区に適用できるか所内で分析します。
4. 地域行事や地域ケア会議、その他全ての事業を通じて、民間事業者とのつながりを構築し、連携体制を探究します。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

1. 横浜市・栄区役所から発信される協議体の目的・役割等に従って、協議体参加者を適正に選出し、開催に際しては説明を行い理解と協力を求めます。
2. 地域包括支援センターが受ける個別相談の傾向や地域ケア会議における検討課題を分析し、ニーズや課題に合った資源を創出できるよう、地域住民と検討の場を設けます。
3. 地域福祉保健計画と生活支援体制整備事業の目指すものは同一であることから、地域の既存の会議に可能な限り出席し、地域住民による協議や活動を支援しながら、見落とされがちな課題については他職種と吟味したうえで、必要に応じて協議体を開催します。
4. これまでに、町内会を中心に対話した「地域支えあいマップ作り」や、地域の有志が長年温めてきた「地域食堂開催」の構想を実現する話し合いの場を協議体として実施しました。今後も、地域住民の「こんな活動をしたい」「こんな地域にしたい」との想いや声を丁寧に汲み取り、それを協議体という形でサポートしていきます。

#### エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

1. 地域で実施されている活動に出向き、課題や活動状況の把握に努め、必要に応じて栄区役所・栄区社会福祉協議会と協力しながら支援を行います。（実績：栄区役所・栄区社会福祉・区内6か所の地域ケアプラザ共催ちょっとボランティア連絡会）
2. 行政等から発信される地域活動活性化を目的とした制度を、地域で必要としているグループや個人に情報提供し、活動の立ち上げや継続支援を行います。
3. 他職種と協働し、社会参加を促進するための講座やイベントを企画し、自主グループ化に向けた支援をします。（実績：コーヒーマイスターによるコーヒーの淹れ方講座、買い物支援プロジェクト）

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談は「困っているがどこに相談してよいか分からない」「介護サービスを利用したいがどのように手続きすればよいか」等の漠然とした疑問や不安に対して誠意を持って傾聴・受容する事から始まります。よって、地域から寄せられる相談には「ワンストップサービス」の相談窓口としての役割を踏まえた上で、相談者の気持ちを受け止めながら耳を傾け、安心して相談できるよう対応いたします。突発的な来所や立ち話から相談に発展することも考慮し、包括3職種（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー）に限らず、事業所全体でワンストップサービスの重要性を理解し、担当者不在時でも出来る限りの対応や速やかな引き継ぎ対応を心掛けます。

個別ケースの相談票は、対応した職員だけでなく包括3職種で共有し、担当職員不在時もスムーズな対応が出来るよう情報共有いたします。また、包括3職種会議や委託事業5職種会議において、個別ケースの課題から見えてくる地域課題を検討し、その内容を自主事業の企画やケアプラザとしての地域支援の方向性を考える材料とします。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の方とその家族が、出来る限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に優しい地域づくりを目指し、次のように事業を展開します。

1. 認知症サポーター養成講座などの講座開催や広報紙での情報提供により、地域住民の認知症への理解を深め、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域作りに取り組みます。認知症サポーター養成講座の開催にあたってはエリア内のキャラバンメイトとも協働し、地区社会福祉協議会や自治会町内会等と連携し開催します。民間事業所（郵便局など）に加え、小中学校での開催も実現に向け働きかけを行います。その他、認知症に関する講座の開催は、近隣の介護老人保健施設や事業所と協力し、地域の町内会館や商業施設（スーパー・銭湯等）に出向いて開催することにより、幅広い住民層へアプローチします。

2. 日頃の個別相談支援に加え「介護者のつどい」の開催により介護者を支援します。介護者の集いでは、介護者同士がピアカウンセリング的に日頃の悩みや大変さを話し合うだけでなく、医療や介護の専門家をゲストに招き、介護負担軽減に繋がる知識を提供します。また、区内ケアプラザ共催で若年性認知症栄区のつどい「笑風の会」を実施し、若年性認知症や家族の支援を行います。

## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

虐待や消費者被害などにより尊厳が脅かされる事態に陥っている高齢者の中には、認知機能の低下や恐怖心から、自ら被害を訴えることが難しい方もいらっしゃいます。そのため「まちぐるみの見守り」が必要です。高齢者の心身状態や生活状況の小さな変化を見逃さず、素早く介入支援に結び付けられるよう、近隣住民、民生委員、サービス事業所、行政機関等による見守りネットワークに虐待発見への意識づけを行います。具体的な取り組みは以下の通りです。

### 《成年後見制度活用・消費者被害防止》

1. 講座や個別相談会の実施により成年後見制度の周知や利用促進を図ります。
2. 判断能力が低下した方や詐欺被害の危険性が予見される方等に対して個別に成年後見制度や日常生活自立支援事業（あんしんセンター）への紹介・利用手続を補佐します。また同時に消費者被害の防止についても個別アプローチを行います。
3. 連合町内会自治会定例会で発信される消費者被害や特殊詐欺に関する最新情報を貴重な情報源と位置づけて、地域サロンや各種イベントの場、介護保険事業所に出向き、特殊詐欺や消費者被害の防止を呼びかけます。
4. 一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることが出来るよう、栄区版エンディングノート「SAKAE シニアライフノート」を周知します。また、地域サロン等に出向き活用方についてレクチャーを行います。

### 《高齢者虐待》

1. 潜在化傾向にある高齢者虐待問題を地域全体が誰にでも起こりえる身近な問題として捉えていただけるよう、早期発見や予防に役立つ兆候把握や介護負担軽減等のノウハウの啓発（民生委員との協働・啓発講座開催等）に取り組む事で高齢者虐待撲滅を目指します。
2. 地域住民、ケアマネジャー、サービス事業者、民生委員等の高齢者支援の最前線にいる皆様に当事業所が対応担当を担っている旨を広く周知し、通報しやすい環境を整備します。
3. 虐待リスクの高いケースや虐待が疑われるケースについては行政機関（区役所・警察等）と連携し迅速に対応します。
4. 虐待予防の取組として介護者のつどいを開催し、介護ストレスの共有理解の場や対応策等を提供する事で虐待を未然に防止します。

## 工 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域住民の方および民生委員からの情報をもとに、介護保険サービスにつなげ自立に向けた生活を送れるようになりますが、地域住民および民生委員とケアマネジャーとの支援者間のつながりは希薄である現状にあります。支援を受ける前と後でもその方の生活はその地域で続いているが、生活をつなげる支援者同士が自分の役割を引き継ぐと、それ以降の関係をもたないことは、要支援者にとってマイナスであるのはもちろんのこと、地域ケアシステムを構築する者の役割を果たせなくなります。

特に民生委員とケアマネジャーにはその点について認識を深めてもらうことを含め民生委員とケアマネジャーとの懇談会を開催しています。相互の仕事の内容と担う役割を理解することを目的に、情報を交換し合い、新任になった者との顔の見える関係つくりを行っていきます。次にどこの地区にどの民生委員が担当しているのかが分かりやすく、連携を撮りたくても後手に回ってしまうこともしばしばあることから、担当区分け情報を地図と名簿にしてケアマネジャーに提供できるようにしています。また、より一層、地域住民および民生委員とケアマネジャーの関係強化と密な連携が図れるように、地域サロン等の情報と訪問の誘いを促しています。その場でどんな活動しているのか、どのような地域の方がどんな方法で通っているのか、活動の協力機関や至る経緯等も知ることができ、ケアマネジャーの役割である社会資源の創出のための提言にもつながると考えています。

次に、近年、ニーズの多様化を背景に支援困難ケースが増えています。それに伴って相談内容も複雑化しているように思います。居宅事業所にも管理者が主任ケアマネジャーであることが義務付けられましたが、理由の一つにこの一面もあると思います。そこで重要とされるのが居宅支援事業所の主任ケアマネジャーと包括支援センター（特に主マネ）とが顔の見える関係を深めて、相談や情報交換が日常的にできるようにしていくことが必要と考えます。同時に個々のケアマネジャーも包括支援センターに忌憚なく相談できることも大切です。その切っ掛けとなることも含めた勉強会を開催しています。『かさまケアマネサロン』と謳って個人ケースの検討会やアセスメント、マネジメント力の向上を目的とした内容の講座等を、改めて外部からの講師を招くのではなく、区内や隣接市・区の病院、事業者や施設等から協力のお願いをしています。その理由としては、多職種との交流ができ関係の強化が図れる効果があると考えているからです。また地域ケア会議にもケアマネジャーを積極的に招いています。個人レベルでの会議からマネジメントへのヒントが得られ、地域とのつながりが生まれます。

次に、区内6包括支援センターの主任ケアマネジャーとの協働による事業として、新任及び就労前のケアマネジャーに向けて研修会を企画しています。ケアマネジャーの能力には個人差が大きい（基礎資格や個々人の学びに対する意欲に起因）ことが指摘されていることから、経験がまだ浅い時期から、今後の経験を重ねていくうえでこのような状態にならないように、ケアマネジャーに求められる能力（アセスメント、マネジメント等）を向上させる知識や情報、技術について習得できるように研修しています。

以下次頁

## 2. 在宅医療・介護連携推進事業

栄区在宅医療相談室や栄共済病院との関係を深め、協力体制をとっています。相談室や病院が主催する地域医療勉強会、事例検討会に参加し、医療職やリハビリ専門職等と勉強会を行っています。医療機関から在宅に戻る過程についてなど、医療と介護の双方からの視点で意見交換ができています。参加することで医療職等との関係を広げることにもつながっています。

栄区医療相談室と地域包括支援センターとの共催事業では勉強会や事例検討会の講座を開催しています。対象を医療職、ケアマネジャー及びサービス事業者向けにしたり、地域住民向けにしたりと内容によって変える工夫をしています。『がんとりハビリテーション』というテーマで講座を行ったときは、講師に担当エリアに在住する神奈川県立がんセンターの医師を招いています。この医師とのつながりは、奥様が地域の役員であって、サロン等の活動で顔の見える関係ができていることで依頼できた経緯があります。

次に、担当エリアにある薬局薬剤師との関係強化を行っています。“身近な在宅医療職”である薬局との情報交換・共有がされることにより、ケアマネジメントへ専門的な助言が得られ、訪問看護師やリハビリテーション職の医療職と医療面でのアプローチが厚くなります。薬剤師のサービス担当者会議への参加では、ケアマネジャーをはじめサービス事業者にとってマネジメントへの新たな気づきとなることがあります。また利用者とその家族にとっても同様であり、かつ主治医への提言をして医療面の環境整備が図れます。

介護をしている家族等への支援として『介護者のつどい』を開催していますが、医療職としてゲストに訪問看護、リハビリ専門職、薬局薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士を招いて相談支援を行っています。特に介護者（地域住民）は、この各医療職と密な話し合いをする機会はほとんどありません。医療職にとっても在宅（地域）での現状を詳細に知ることができ、相互に有用な場となっています。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議がより有意義な会議となるか否か、中核を担うのは会議の出席者であると考えております。被対象者の高齢者はもちろん、一般の高齢者も会議に参加してもらうことで、客観的な視点から被対象者だけでは気づかない問題点が見える場合があります。また、個別課題解決やネットワーク構築、地域づくり等への協力者にもなりうる可能性があります。さらには、介護者にあたる世代や若い方を参集して意見をもらうことも必要と考えています。高齢者の生活と自立への支援には、これまでの地域の支援者だけで推進するのではなく、同じ地域の住民として現役世代にも地域に起こっていることに関心を持つてもらうことが必要不可欠であると考えています。

次に、地域にある民間機関の協力にも注力していきたいと考えています。企業をはじめ商店（例えばスーパーやコンビニエンスストア）、郵便局などにも地域包括ケアシステムの構築の一員としての理解を促していきたいと思います。企業には企業の持つ専門的な能力や知識を地域づくりや資源開発に生かしてもらえるようにアプローチしていきたいと考えています。大学の存在も大きいと考えています。必要とされるボランティアのマンパワーを学生にも担ってもらえるように大学への説明と理解を促し関係の構築をしていく予定です。

現在、上記に述べた民間の力を借りて、公的、非公的を問わず様々な機関や団体、社会資源が連携して一緒に高齢者の生活と自立を支援する活動を始めています。地域にあるスーパー銭湯の一角を拠点として、だれもが集い、交流や情報の収集等ができる場所作りが既に始まっています。この活動は地域ケア会議で出席した町内会や民生委員、老人会、公的施設と民間機関（スーパー銭湯）が互いに歩み寄り築いた新たな協働グループによるものです。今後のさらなる展開に地域ケアプラザ全体で協力し期待しているところです。

**力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について**  
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

**1. 人員の確保・育成**

包括3職種の職員が当該事業を担当しております。全員ケアマネジャー資格を有しております、ケアマネジメントの知識を持っていますが、ICFの理念に基づき自立を目指した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントが実践できるよう、毎年交替で研修に参加し、スキルアップに努めています。月の予防プラン作成件数は約160件となっていますが、「包括支援業務」に影響が及ばないよう大半は居宅介護支援事業者へ委託しています。

**2. 指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容**

委託の際は、公正・中立性を大前提に利用者や家族の意向を十分に把握した上で、偏ることのないよう適切な事業所に委託します。委託先の事業所に対しては毎年、区と協働して居宅介護支援事業所向けに「介護予防従事者研修」の企画運営を行っています。また、委託ケースの担当者会議は原則参加とし、介護予防の視点を踏まえたプランが作成されているか確認しております。委託したケアマネジャーが介護予防の考え方を理解し、公的サービスに限らずインフォーマルサービスも含めプラン作成が行えるよう、引き続き支援を行います。

**キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について**

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

栄区は元気な高齢者が多い区であり、介護予防や健康づくりへの意識の高さがうかがえます。横浜市が目指す「ポジティブ・エイジング」に向けて、地域住民が介護予防・健康づくりに取り組み、自分らしく健康で生きがいのある生活がおくれるよう次のような取り組みを行います。

1. 栄区セーフコミュニティの1つの柱として、高齢者の介護予防への取り組みをすすめ高齢者の転倒・転落予防を図ります。地域サロンや体操グループ等での転倒予防体操の指導を行います。
2. 介護予防の普及啓発講座は、高齢者が参加しやすいよう町内会館等に出向いて開催します。  
また、地域のサロンやシニアクラブに出向いて開催します。内容については、「口腔機能の向上」「栄養改善」「認知症予防」をベースに、参加者が興味を持ちそうな内容を組み込むなど工夫します。
3. エリア内の元気づくりステーションは計4か所となりました。各ステーションともに活発な活動を継続出来るよう、引き続き看護師が定期的に参加し、活動支援を行います。
4. 区の調査等で地域課題とし見えてきた「閉じこもり・うつ傾向」への取り組みとして、地域福祉保健計画の研修で、地域の担い手の皆様に“社会参加”や“介護予防活動の活発な地域づくり”的大切さを理解して頂く機会を作りました。高齢期の「こころの健康」をテーマにした講座も実施しました。今後も行政による様々な調査データを参考にして取り組みを進めます。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築において、地域ケア会議の開催が主軸になることは周知の通りであります。「(4) - オ 地域ケア会議について」で述べましたが一昨年、地域ケア会議の主催者である地域包括支援センター（以下、包括）が会議を開催した際、その出席者を顔の見える関係として相互につなぎ合わせ、新たな協働グループとして発足させることができました。協働グループの構成は、町内会、老人会、地域にある民間会社（スーパー銭湯）、介護老人保健施設、担当地域を一部共有している地域ケアプラザであります。活動の第一歩として、地域の課題抽出について話し合いの場を持つことができました。そこから医療・保健・福祉（介護）・その他（権利擁護、住宅問題等）について、まずは地域包括ケアシステムをより多くの人々に知ってもらうため、地域に出向いて直接的に情報発信をしていくこととなりました。協働グループを構成するメンバーの一員である民間機関の持つ力を活用して、その場を会場として利用客に向けて出張相談会と体組成測定会を開催し、非常に多くの方にお越しいただきました。開催にあたり、概要を民間会社のホームページに掲載したため、企業強みである情報発信力により一定の集客ができたと考えております。サービス事業所（福祉用具事業所）も巻き込み、測定機器提供の協力も得ることができ、一つの地域ケア会議から始まった種が実を結び始めています。今後もこの事業は引き続き同様な形で定例化し、認知度を上げていきながらボランティア活動や社会資源等の多様な団体を巻き込んで大きくしていきたいと考えています。近く第2回目として認知症の予防をテーマに講座を開催予定しています。

このような実績を元に、他の担当エリアにも積極的に働きかけ、波及していくことを期待しています。それぞれ地域ごとに独自のルールや特性があります。それを見極め地域に潜む課題を抽出し、地域が自分たちにとっての課題であることに気づくことが重要です。地域が中心でなければなりません。そこからスタートし、コンセンサスをとる過程を大切にしていきたいと考えています。その過程とは、ケアプラザが能動的に出向いて地域や各団体、社会資源のそれぞれの活動の把握と理解に努め、協力姿勢を示し地域と一緒に創造していくことに注力することだと思います。一緒になって考え、悩み、答えを生み出していく地道な活動がネットワーク構築のための絶対命題としてこれからも実行していきます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1. 公の施設における事業提供をふまえた運営

本事業は、指定管理者制度下において整備された事業所に併設されることから、中立公正な運営と透明性の高い管理を厳守しなければなりません。

特にケアプラン作成に際しては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するかのようなマネジメントがなされることがないように、常に自戒の念をもって業務にあたるように同在する包括職員を含めて、ケアマネジャー全員に注意を喚起して参ります。

ケアプラン作成に際しては中立性を担保するべく『サービス選択の確認書』を用いて、対象者自身が決定したサービスである意向を確認いたします。

また、災害などによる避難者についても積極的に対応し、必要なサービスが提供できるようにケアプランの作成を行います。その際には、身体状況に応じたケアプランの作成はもちろんのこと、生活環境の変化による精神的な負担を軽減できるようなサービスを提供して参ります。

### 2. 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所のみからでなく、栄区内・戸塚区を担当する区内及び隣接の地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、近隣区域全般の介護予防に貢献できるよう公正かつ柔軟な業務基盤を整備いたします。

また、介護予防支援事業者が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて、同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業所と密に連携をとり、迅速できめ細やかな対応を心がけます。当団体全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり、地域に必要とされる事業所を目指します。

#### (6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者一人ひとりが、その有する能力において、その人らしい生活が実現できるよう個別の通所介護計画を基に自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。

また、年齢に配慮したデイサービスの空間の整備とレクリエーションプログラムを提供いたします。さらに、ケアプラザエリア内に居住する利用者同士の交流の再開にもつながる等、身体機能の向上の他、精神的な自立支援に向け、取り組んでおります。

当ケアプラザでは、多くの職員が認知症センター養成研修を受けており、研修受講した職員が送迎時等、地域に出る際、オレンジリングをつけることで認知症の理解の啓発に努めています。認知症実務者研修修了の職員が在籍し、認知症の方々へも状態に合った対応を常に考え、支援しております。

具体的なプログラムは以下の通りです。

- ・看護師、機能訓練指導員による機能訓練体操
- ・趣味や嗜好に合わせた選択制のプログラム提供（折り紙、囲碁、健康麻雀、運動レクなど）
- ・個別の障害や症状に配慮したケアや食事提供
- ・閉じこもりの解消・他社との交流・社会生活への参加を計画的に援助
- ・工作や軽作業による手指機能訓練
- ・生活機能総合改善機器によるリハビリ
- ・通信カラオケによる口腔機能訓練など

##### 1. 介護予防通所介護サービス（運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等の取り組み）

生活的なリハビリテーションをプログラムに取り入れて、生活機能の改善や維持・向上することを目指します。具体的なプログラムは以下の通りです。

- ・レクリエーションの他に、テーブル拭きや配膳・下膳の実施
- ・利用者の状態や残存機能に応じた作業レクリエーション（書道、編み物、絵手紙等）

##### 2. 通所介護サービス

重度の介護者も積極的に受け入れ、家族の介護負担軽減に努めます。具体的なプログラムは以下の通りです。

- ・将棋・麻雀・オセロなど、個別のレクリエーションの提供
- ・利用者の状態に合わせた食事介助・排泄介助・入浴介助等の検討

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

公の施設の管理運営を代行する指定管理者制度においては、指定管理料（委託料）を含む収支についての透明性が求められることはもちろん、利用者へ良質なサービスを提供するために、効率的に支出されるべきと考えます。

指定管理者制度において、本事業所が運営する地域包括支援センター・地域活動交流事業における良質なサービス提供の要は『人』であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占めることは必然であると認識しています。

本事業計画について、当該応募書類のうち前項までに述べた通り、職員の離職抑止策が一定程度の効果を発揮していることから当地域ケアプラザの職員は『勤続年数が長い=経験豊富』と言えると考えております。但し、勤続年数が長いことによる人件費高騰は想定の範囲内であるものの、今後の要検討課題であると認識しております。現状より、当団体ではこの課題解決に向け、適切に対応すべく経費削減を図って参る次第です。

費用削減の具体策として、施設管理維持業務費の低額化に取り組んでおります。本来は、施設を利用される皆様の快適性と安全性を担保するためには削減することが望ましくないという性質のものですが、当団体ではスケールメリットを活かし、様々な委託業務を法人一括で入札～決定することで、サービスの質を落とすことのない支出減を実施、削減した費用を人件費のみならず、地域包括自主事業や地域活動交流事業の充実を目指して、適切な事業費の予算編成や職員の研修等に係る費用に効率的に配分するなど、指定管理料を地域の皆様が必要とするサービスに効果的かつ優先的に配分することで効率化を実施します。

しかしながら、これらの取り組みを行った上でなお事業運営に対して費用支出を要する事案が発生した場合には法人支出する所存です。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

当団体では、日頃から適切な運営に向けて、限りある予算を必要な事業に配分・執行することで、更なる良質なサービスを提供できるように、各事業所管理職に留まらず、職員一人ひとりが自ら経営感覚をもって行動するように指導しています。

具体的には、消耗品の無駄遣い防止や光熱水費の徹底管理など、日々の小さな積み重ねを意識して、経費を低額におさえる工夫をしております。

また、地域包括支援センターのケアプラン作成料や併設する通所介護事業・居宅介護支援事業の収入を、地域ケアプラザ全体の収入として捉え、地域活動交流や地域包括支援センターを含む全体で、収支バランスを図ります。

他の取り組みとしては、設備・備品を大切に扱う意識を職員一同がもつように啓発することで少しでも長く使用できるように努めて参ります。その上で、経年劣化や来所された皆様が破損してしまった設備については、可能な限り、団体建設設備部職員（建物管理業務従事経験者）による補修を実施、不要な支出をおさえるよう努めて参ります。

なお、収入については、地域活動交流におけるイベントに関し、全てを指定管理料で負担するのではなく、実費相当分を受益者負担として利用者に負担していただき、運営費の支出をおさえます。

公の施設である指定管理制度における地域ケアプラザにおいては、支出節減が求められると認識して、日頃から当法人は運営する地域ケアプラザでも積極的に取り組んでおり、これらのノウハウを適用して当地域ケアプラザにおいても、利用料金の収支の活用及び運営費の効率性に役立てて参ります。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1. 田谷・長尾台地区への関り強化：豊田連合町内会エリアに属するこの2地区への関り強化は、運営協議会でも意見を頂くなど長年の課題でした。この指定期間内で、豊田連合町内会定例会への参加を実現した他、「豊田地区支え合い連絡会」にも参加するなど、豊田連合エリアの動きを踏まえた上で田谷・長尾台地区へアプローチすることが出来るようになりました。
2. 夏の盆踊りへの担い手としての参加：以前は「お客様」として顔を出していましたが、「担い手」としてブース出店や応援スタッフとして参加し、共に汗を流すことで、これまで以上に地域との距離を縮めることができました。
3. 地域福祉保健計画の更なる推進：栄区役所・栄区社会福祉協議会と共に事務局を担い、推進会議および各分科会の活動を丁寧に支援しました。情報マップ「笠間で暮らす」の発行、青少年分科会を中心とした「ディキャンプ」の実施、ちよこっとボランティアグループの誕生など、少しずつですが着実に計画が推進しています。
4. 「地域食堂」立ち上げ：生活支援体制整備事業の協議体という形でサポートし、地域の有志が長年温めてきた「地域食堂開催」の構想を実現することが出来ました。
5. 元気作りステーションの活発な活動：笠間エリアの2か所に加え、田谷・長尾台にも1か所ずつ立ち上がり、計4か所に。1か所は人数が増えで午前・午後の2部制になるなど活発に活動中。地域に介護予防の拠点を作ることが出来ました。
6. 区行政との更なる連携：セーフコミュニティでは2つの分科会（に職員が委員として参加。取り組み協力の中でも特に「高齢者安全対策分科会」の「転倒予防」「ヒートショック予防」については地域のサロン等を細かく回り、毎年啓発活動を行いました。また、新たに生活困窮者自立支援制度に関して「アウトリーチパートナー研修」を生活支援課と一緒に行ったり、福祉保健課が進めているがん検診受診率向上への取り組み協力を行ったりするなど、区行政と共に地域の皆様への働きかけを行うことが出来ました。
7. 障害児者関連事業：障害児余暇支援事業は豊田地域ケアプラザとの共催に加え、区内6ヶケアプラザ共催での実施など、活動を拡大しています。また、新たに「パラスポーツフェスティバル」を開催し、幅広い住民層へ障害への理解と共生の大切さを周知することが出来ました。
8. 豊田地域ケアプラザ・老人保健施設ケアポート田谷と協働：共催で田谷・長尾台・金井へ出張講座を行いました。また、民間企業にも協力を得て、日帰り温泉施設「湯快爽快」を会場に体組成計測定や認知症講座を実施しました。
9. 施設環境の整備：地域の皆さまの声に基づき、施設を快適にご利用頂けるよう改修や備品購入を行いました。その中でも、エアコン設備の入替、チラシの掲示設置スペースの拡大、音響設備の交換、会議用テーブルの入替は多くの方にご好評を頂きました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

当該期間中の職員配置について異動・退職などによる不在期間は以下の通りです。

1. 平成 28 年度

- ・地域活動交流コーディネーター

平成 29 年 1 月 26 日～同年 3 月 31 日（65 日間）

2. 平成 29 年度

- ・地域活動交流コーディネーター

平成 29 年 4 月 1 日～同年 4 月 26 日（26 日間）

## 指定管理料提案書及び収支予算書

### (横浜市笠間地域ケアプラザ)

#### 1 指定管理料提案書

##### (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(所長 ■万円、地域活動交流コーディネーター ■万円、サブコーディネーター等 ■万円)	8,860,000 円
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(所長 ■万円、地域活動交流コーディネーター ■万円、サブコーディネーター等 ■万円)	260,000 円
事業費(税込)	地域向けイベントなどケアプラザでの交流の場を提供。 デイキャンプ・プラザまつり等。	500,000 円
事務費(税込)	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信費・保険料・諸会費・車両費・その他	3,126,000 円
管理費(税込)	・光熱水費 3,100,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 3,900,000 円	7,000,000 円
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000 円
利用料金の活用		0 円
施設使用料相当額 ※2		△3,185,000 円
合 計		17,035,000 円

※1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳（生活支援コーディネーター ■ 万円）	■ 円
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（生活支援コーディネーター ■ 万円）	■ 円
事業費（税込）	買い物支援活動、かさまごはん等。	■ 円
事務費（税込）	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信費・保険料・諸会費・車両費・その他	■ 円
合 計		5,802,000 円

※ 3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(所長 [ ] 万円、地域包括支援センター職員等 [ ] 万円、パート [ ] 万円)	22,440,000 円
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (所長 [ ] 万円、地域包括支援センター職員等 [ ] 万円、パート [ ] 円)	630,000 円
事業費 (税込)	保健・福祉に関する自主事業。 介護者の集い・各種講演会の開催。	50,000 円
事務費 (税込)	福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信費・保険料・諸会費・車両費・その他	500,000 円
管理費 (税込)	・光熱水費 750,000 円 ・施設維持管理費（各種保守点検費）1,000,000 円	1,750,000 円
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000 円
利用料金の活用		△2,124,000 円
合 計		24,002,000 円

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	介護予防に関する自主事業。 講師を招いての運動教室開催など。	154,000 円
合 計		154,000 円

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,035,000	17,035,000	17,035,000	17,035,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,002,000	24,002,000	24,002,000	24,002,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	46,993,000	46,993,000	46,993,000	46,993,000
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
		居宅介護支援 事業	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000
		通所系サービス 事業	118,000,000	118,000,000	118,000,000	118,000,000
		その他収入	2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000
収入合計(A)		201,815,000	201,815,000	201,815,000	201,815,000	201,815,000
内 訳	人件費	139,560,000	140,955,600	142,365,000	143,788,650	145,227,000
	事業費	23,204,000	23,204,000	23,204,000	23,204,000	23,204,000
	事務費	10,870,000	10,465,540	10,547,191	10,614,503	10,667,024
	管理費	17,250,000	17,250,000	17,250,000	17,250,000	17,250,000
	消費税等	886,000	894,860	903,809	912,847	921,976
	その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000
支出合計(B)		193,000,000	194,000,000	195,500,000	197,000,000	198,500,000
収支(A-B)		8,815,000	7,815,000	6,315,000	4,815,000	3,315,000

## 団体の概要

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん どうじんかい) 社会福祉法人 同塵会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号  ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式 8 同意書による）に使用します)			
設立年月日	昭和 41 年 3 月			
沿革	様式 2 事業計画書 P. 5 『沿革』 参照			
事業内容等	様式 2 事業計画書 P. 4 『2. 団体の状況』 参照			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入			
	総支出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【所 属】 横浜市笠間地域ケアプラザ 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 045-890-0800 【F A X】 045-890-0864 【E-mail】 kasamacp@orion.ocn.ne.jp			
特記事項				